

消費税の軽減税率制度について

～平成31年（2019年）10月から軽減税率制度が実施されます～

（公財）日本豆類協会

平成31年（2019年）10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、低所得者への配慮として、飲食料品（外食・酒類を除く）と新聞については、税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が実施されることとなりました。これに関連して、農林水産省では以下のように、その内容や手続きに関して情報提供を実施しています。

1. 消費税の軽減税率制度

軽減税率の対象となる飲食料品とは、「人の飲用又は食用に供されるもの」をいいます。軽減税率が適用されるか否かの判定は、「売り手」である事業者が「販売時点」で行うこととなります。

例えば、飲食料品の原材料は、「食品」に該当し、軽減税率の対象となります。ただし、飲食料品を入れる容器などの資材の仕入れでは、その資材が「食品」に該当せず、軽減税率の適用対象となりませんが、飲食料品を販売する際に使用される容器は、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであることから、その容器も含め軽減税率の適用対象となります。また、食料品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

軽減税率制度の実施後は、正しい税額が計算できるよう日々の業務で軽減税率対象品目の売上げや仕入れを確認し、売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿に記帳するなどの対応が必要となります。

2. 仕入税額控除のために必要な請求書

課税事業者の方は、仕入税額控除のために区分経理に必要な事項を記帳した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。平成31年（2019年）10月から平成35年（2023年）9月までは、区分記載請求書等保存方式、平成35年（2023年）10月からは適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

区分記載請求書等保存方式では、現行の請求書の記載事項に加え、①軽減税率の対象品

目である旨、②税率ごとに合計した対価の額（税込）を記載した請求書の保存が必要となります。なお、免税事業者も区分記載請求書等を交付することができ、免税事業者からも仕入税額控除ができることとなっています。

インボイス制度導入後、適格請求書を交付できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者のみとなります。適格請求書とは、「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」です。適格請求書の記載事項には、区分記載請求書等の記載事項に①登録番号、②税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率、③税率ごとの消費税額等を追加する必要があります。

軽減税率制度の実施から4年間は、区分記載請求書等保存方式で仕入税額控除ができませんが、事業者の中には、インボイス制度を見越して準備を進める方もおられると思います。

3. 適格請求書発行事業者登録

適格請求書を発行できる事業者になるためには、平成33年（2021年）10月以降、税務署長に「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。インボイス制度が導入される平成35年（2023年）10月から登録を受けるためには、原則として平成35年（2023年）3月まで登録申請書を提出する必要がありますので、注意して下さい。

4. 最後に

軽減税率制度の実施まであと1年あまりとなりました。事業者の皆様には、事業者支援措置（補助事業）も活用しながら計画的な準備を進めていただくようお願いします。

（問い合わせ先）

農林水産省 経営局 総務課調整室（tel：03-3501-1384）